

みせ税理士
の

相続相談手帖 第10話

Q 私（仮名：田辺達也）は奈良を中心に賃貸物件をいくつか所有しています。代々、引き継いできた不動産ですが、先代の相続の時に兄弟間で大いにもめてしまいました。

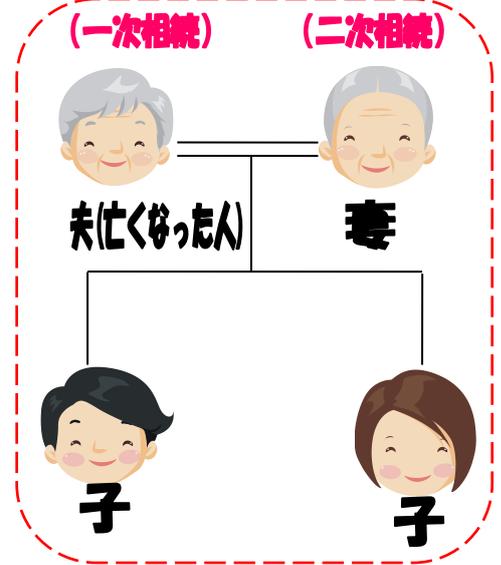
そこで、私の代は、生前に遺言書を書く予定です。遺言書は公正証書で作成しようと思っているのですが、誰に何を相続させるかによって、相続税の税額が大きく変動すると聞きました。**税金面で気をつける遺言書の書き方を教えてください。**

A 相続税の課税が予想される方は、法的な合理性を整えるのはもちろん大切ですが、税金の視点も検討することで、より確実な節税効果が期待できます。

ズバリ！ポイントは2点です。

ポイント1～二次相続まで考慮した遺産分割と考えること！～

田辺さんが亡くなった時を「**一次相続**」といいます。次に田辺さんの奥さんが亡くなった時を「**二次相続**」といいます。遺言書は一次相続と二次相続の相続税の合計額を加味して考えることが重要です。一次相続で相続税が少なくなっても、二次相続で多額の相続税がかかってしまえば、本末転倒です。



ポイント2～小規模宅地等の特例と配偶者の税額軽減を最大限活用すること！～

一次相続、二次相続の予測相続税を計算した上で、相続税法の各特例の適用を考慮します。すべての相続人が相続税の特例を適用できるとは限りません。**誰にいつのタイミング**で相続させるかによって大きく相続税の税額が変わります。この検討をしっかりと行って遺言書を作成することで、後に大きな節税効果をもたらします。

※配偶者の税額軽減・・・法定相続分1/2 又は1億6千万円以下のどちらか大きい金額まで無税
 ※小規模宅地等の特例・・・相続相談手帖第8話参照

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀一番館4F
 TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

無料相談
受付中